

## 横川流域治水検討会設置要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、「横川流域治水検討会」(以下「横川検討会」という。)の設置について、必要な事項を定めるものである。

### (目 的)

第2条 横川検討会は、横川流域水害対策協議会(以下「協議会」という。)規約第5条に規定した検討会であり、協議会の運営を円滑に進めること、並びに横川流域において河川管理者のみならず流域のあらゆる関係者の協働により流域治水対策を総合的かつ計画的に推進することを目的として設置する。

### (組 織)

第3条 横川検討会は、別表に掲げる委員により構成する。

2 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

### (議 長)

第4条 横川検討会に議長を置く。議長は、山梨県県土整備部技監の職にある者をもって充てる。

2 議長は、会議を進行する。

3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

### (横川検討会)

第5条 横川検討会は、次の事項を協議し、その結果を協議会会長に報告する。

(1) 横川流域における流域治水の具体的な施策や取り組みの検討に関すること。

(2) 流域治水に係る施策の調整に関すること。

(3) その他必要と認められる事項に関すること。

2 横川検討会は、議長が招集する。

3 横川検討会が必要と認める場合は、委員の追加や委員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。

(事務局)

第6条 横川検討会の事務局は、山梨県県土整備部治水課に設置し、その庶務を行う。

(雑 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、横川検討会の運営に関し必要な事項については、議長が定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、令和3年10月11日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和6年7月30日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和6年11月25日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和7年11月27日から施行する。

## 別表

議長	山梨県県土整備部 技監
委員	国土交通省関東地方整備局 甲府河川国道事務所 副所長
	南アルプス市 総務部長
	南アルプス市 産業観光部長
	南アルプス市 建設部長
	南アルプス市 上下水道局長
	中央市 産業建設部長
	山梨県防災局 防災危機管理課長
	山梨県産業政策部 成長産業推進課長
	山梨県農政部 農村振興課長
	山梨県農政部 耕地課長
	山梨県農政部 中北農務事務所長
	山梨県県土整備部 道路整備課長
	山梨県県土整備部 道路管理課長
	山梨県県土整備部 治水課長
	山梨県県土整備部 下水道室長
	山梨県県土整備部 都市計画課長
	山梨県県土整備部 建築住宅課長
山梨県県土整備部 中北建設事務所長	